

長田神社周辺地域活性化事業補助金交付要綱

令和7年3月27日 長田区長決定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、長田神社周辺地域活性化事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長田神社周辺地域活性化事業 長田神社周辺地域の活性化を目的とする長田神社周辺地域まつりとまちづくりサポーター事業をいう。
- (2) 長田神社周辺地域まつり 花水木まつりと夏越ゆかた祭をいう。
- (3) 花水木まつり 長田区のシンボルツリーである花水木の花が見頃を迎える春に、地域の貴重な資源である長田神社及びその周辺において、地域内外からの来訪者による賑わい・消費を創出し、地域の活性化や持続性の向上を目的に、「花水木」をテーマに開催する事業をいう。
- (4) 夏越ゆかた祭 地域の貴重な資源である長田神社の伝統行事である夏越祭にあわせ、同神社及びその周辺において、地域内外からの来訪者による賑わい・消費を創出し、地域の活性化や持続性の向上を目的に、夏に似合う「ゆかた」をテーマに開催する事業をいう。
- (5) まちづくりサポーター業務 地域住民が主体となって取り組む、地域課題の解決や地域の活性化といった「地域の個性を活かした地域主体のまちづくり」を総合的に進めるための事業をいう。

第2章 長田神社周辺地域まつり

(対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、長田神社周辺地域まつりを実施する団体で、補助金を交付する必要があると長田区長（以下「区長」という。）が認める団体とする。

(対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する長田神社周辺地域まつりに要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会場、設備に要する経費
- (2) 材料、出演者謝礼に要する経費
- (3) 広報に要する経費
- (4) その他区長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲を限度とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施するまでに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書

(交付の決定)

第7条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書

(交付額の確定)

第10条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を区

長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(指導監督)

第 13 条 区長は、補助事業者の運営が適正でないとき、補助事業者へ警告することができる。

2 警告を受けた補助事業者は、その運営を改善しなければならない。

(補助金の経理)

第 14 条 補助事業者は帳簿を備え、事業にかかる経理を明確にしなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときには、補助事業者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(天災等による変更)

第 15 条 区長は補助金の交付決定をした後、天災地変その他、やむを得ない事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

第 3 章 まちづくりサポーター業務

(対象者)

第 16 条 補助事業の対象となる者は、長田神社周辺地域で活動する団体で、補助金を交付する必要があると区長が認める団体とする

(対象経費)

第 17 条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施するまちづくりサポーター業務に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくりの経験を有する人材への委託費
- (2) その他区長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 18 条 補助金の額は、予算の範囲を限度とする。ただし、長田神社周辺地域活性化事業全体の 3 割を超えないこととする。

(交付申請)

第 19 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施するまでに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- (2) 事業計画書

(交付の決定)

第 20 条 区長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書 (様式第 2 号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書 (様式第 3 号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第 21 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書 (様式第 4 号) を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第 5 号) を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書 (様式第 6 号) 又は補助事業中止 (廃止) 承認通知書 (様式第 7 号) により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 22 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書 (様式第 8 号)
- (2) 委託業務報告書を含む事業の実施状況がわかる書類
- (3) 月報 (活動日の内容等がわかるもの)
- (4) 補助事業に係る収支決算書

(交付額の確定)

第 23 条 区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書 (様式第 9 号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 24 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書 (様式第 10 号) を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

3 補助事業者は、第1項に規定する補助金請求書による補助金の請求について、まちづくりサポーターに補助金の受領を委任することができる。

(交付決定の取消し)

第25条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。